

4 市川市物品購入一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市川市が発注する物品購入における一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象物品)

第2条 対象とする物品は、原則として1件当たりの購入予定額が80万円を超える物品で、かつ、一般競争入札により購入することが適する物品とする。

(制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格要件)

第3条 制限付一般競争入札に参加する者に必要な要件は、市川市物品購入業者資格要件等設定要領に基づき決定するものとする。

(公告等)

第4条 公告は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6並びに市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第97条の規定に定めるところにより行うものとし、その公告形式は、様式第1号を用いるものとする。

2 前項の公告のほか、契約課の掲示板に掲示するとともに、市川市公式webサイト若しくは千葉県電子自治体共同運営協議会が運営する「ちば電子調達システム」のwebサイトに掲載する方法により、公表するものとする。

3 第1項の公告の期間は、次条に定める申請期間とする。

(申請期間)

第5条 物品購入の入札参加申請期間は、次のとおりとする。

予定価格	2千万円以上	2千万円未満
申請期間	公告日を含め14日以上	公告日を含め7日以上

ただし、やむを得ない事情があるときは、予定価格が2千万円以上の公告の期間は、7日以内に限り短縮することができるものとする。

2 次条で定める郵送による場合は、前項の規定にかかわらず申請期間内に申請書等が到着するよう最終の消印日を定めることができるものとする。

(資格審査申請)

第6条 物品購入の入札に参加しようとする者は、次に定める書類に必要事項を記載し、前条の申請期間内に持参または郵送により提出するものとする。

(1) 一般競争入札参加申請書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 前2号に定めるもののほか、資格審査に必要と認めた書類

(資格審査)

第7条 前条の申請を受けたときは、提出された申請書等に基づき名簿を作成し、その適格の有無の審査を行うものとする。

2 前項の審査の結果、適格であると決定された者（以下「適格者」という。）については、一般競争入札参加資格者証（以下「資格者証」という。様式第4号）を交付するものとする。なお、資格者証の交付は、原則として資格審査申請期限後10日以内に行うものとする。

3 第1項の審査の結果、適格でないと決定された者（以下「不適格者」という。）については、そ

の旨を不適格者に連絡し、前項の規定に基づく適格者に対する資格者証の交付の日から5日以内に一般競争入札参加不適格理由書（様式第5号）を送付するものとする。

（設計図書の閲覧等）

第8条 物品購入の積算に必要な設計書、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧又は貸出は、あらかじめ指定した期間に行うものとする。

2 前項の設計図書等の閲覧又は貸出を受けようとする者は、所定の事項を記入し、閲覧又は貸出を受けるものとする。

（質疑の回答）

第9条 入札に関しての質疑がある場合は、質疑書（様式第6号）に質疑内容を記入のうえ、持参又はファクシミリ若しくは電子メール等により提出するものとする。

2 質疑に対する回答は、質疑書提出期限後速やかにファクシミリ又は電子メール等で行うものとする。なお、質疑及び回答の全部を、適格者全員に対し閲覧に供するものとする。

（予定価格の設定）

第10条 予定価格の設定者は、市川市事務決裁規定（昭和62年11月14日訓令第4号）別表第2に定める者とする。

（見積期間および入札の執行日）

第11条 入札価格作成のための見積期間は、公告開始の日の翌日から起算して、次の各号に定める購入予定額1件の予定価格の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、5日以内に限り期間を短縮することができる。

(1) 購入予定額が5千万円以下の場合 10日以上

(2) 購入予定額が5千万円を超える場合 15日以上

2 入札の執行日は、前項の規定に基づく見積期間の最終日の翌日以降とする。

（入札保証金）

第12条 入札に参加する者の見積もる入札金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金を入札前までに納めさせなければならない。ただし、入札に参加する者が公告日から過去2年間に本市の競争参加資格停止を受けていない者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を納めさせないことができるものとする。

(1) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき

(2) 過去2年間に本市、国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者

(3) 過去2年以内に本市と物品（本市における「入札参加資格審査申請に関する説明書」の物品の「営業種目」に記載されたもの）にかかる契約を1件以上誠実に履行した実績を有する者

2 前項の入札が単価による場合の入札保証金の額は、入札に参加する者の見積もる入札金額（税込み）に仕様書で定める予定数量を乗じて得た額の100分の5以上とする。

（入札の執行）

第13条 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札書（様式第7号）を作成し、本人の記名押印のうえ、封書にして自己の名を表記し、入札の日時に入札の場所へ提出しなければならない。

2 代理人が入札する場合は、入札前に委任状（様式第8号）に記名、押印の上、提出しなければならない。

3 前項の代理人は、同一入札において2人以上の代理人となることができない。

4 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができない。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 同一人がした2以上の入札書による入札
- (3) 入札者が連合して作成した入札書による入札
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書による入札
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札

2 前項に定める無効な入札書による入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。

(内訳書の提出)

第15条 入札の際には、必要に応じて入札書の提出とともに内訳書を提出させるものとする。ただし、次条による再度の入札の場合はこの限りでない。

(再度の入札)

第16条 再度の入札は、1回を限りとする。この場合、初度に入札をした最低入札価格を読みあげたのち、再度の入札を行わせるものとし、入札書の封書は要しないものとする。

2 第7条で定める資格審査の結果、適格者が1人である場合及び入札者が1人となった場合も前項と同様とする。

(落札者の決定)

第17条 開札の結果、予定価格以内の最低の価格をもって入札した者を落札者として決定し、直ちにその旨を落札者に通知するものとする。この場合において、最低の価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

2 くじの方法は、最低の価格をもって入札した者に対し、最初にくじを引く順番をくじにより決定し、その決定した順に再度くじを引かせ、当籤したものを落札者とする。

(予定価格等の非公表)

第18条 予定価格並びに提出された一般競争入札参加資格審査申請書の申請者名、適格者名及び不適格者名は、入札執行前に公表しないものとする。

(入札結果の公表)

第19条 入札が終了し、受注者が決定した場合は、市川市物品購入入札契約に係る情報公開に関する事務運用要領の規程により入札内容及び契約内容を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

物品購入の一般競争入札の実施について

市川市長

下記のとおり入札を実施しますので、参加を希望する場合には、「市川市一般競争入札参加申請書」に係る書類を添付のうえ提出してください。

記

1. 件 名
2. 納入場所
3. 納入期限
4. 調達物品

5. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加申請日（以下「申請日」という。）現在において、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 市川市入札参加業者適格者名簿に登録している者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該

当する者は、入札に参加できないものとする

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから3年間を経過しない者又は本物品購入の入札執行日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者

ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者

エ この物品調達の公告日から入札執行日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外を受けている者

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者

カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合にあたるもの（以下「組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人

キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

6. 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければ

ならない。

(1) 申請期間 年 月 日 () から 年 月 日 () まで
(土曜日、日曜日を除く。)

(2) 申請時間 午前9時から午後5時まで

(3) 提出先 市川市役所 財政部 契約課 用度担当

(4) 提出方法 持参または郵送により提出

(5) 提出書類等

ア 「市川市一般競争入札参加申請書」(指定用紙)

イ 誓約書(指定用紙)

(6) 入札参加資格の有無

ア 入札参加資格が「無し」と確認された者には、年 月 日 () までに電話連絡し、後日その理由書を送付する。

イ 入札参加資格が「有り」と確認された者には、年 月 日 () までに「一般競争入札参加資格者証」(以下、「参加資格者証」という。)を電子メールまたは FAX で送付する。

「委任状」及び「入札書(再度入札に備え2枚必要です)」は市川市ホームページからダウンロードしてください。

7. 質疑について

(1) 入札に関して質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、市川市管財部契約課へ電子メールまたは FAX にて提出すること。なお、質疑がない場合は提出しないものとする。

ア 質疑提出期間 年 月 日 () から 年 月 日 () まで

イ 質疑提出先 市川市役所 財政部 契約課 用度担当

メールアドレス

FAX

ウ 質疑回答日 年 月 日 () までに質疑者に対し、電子メールまたは FAX で回答する。なお、質疑及び回答の全部を、参加資格者証の交付を受けた者全員に対し、参加資格者証と併せて送付するものとする。

8. 入札場所及び日時

(1) 場所

(2) 日時 年 月 日 () 時 分から

9. 入札保証金

入札に参加する者の見積もる入札金額(税込み)[単価による入札の場合は、次の文言を追加する「に仕様書で定める予定数量を乗じて得た額」]の100分の5以上の入札保証金を入札前までに納めなければならない。ただし、入札に参加する者がこの公告日から過去2年間に本市の競争参加資格停止を受けていない者で、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除するものとする。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき

イ 過去2年間に本市、国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者

ウ 平成〇〇年4月1日[現在より2年前の年度の初日を表示する]から公告日までに本市の物品(千葉県電子自治体共同運営協議会が定める「入札参加資格審査申請マニユア

ル」の物品の「営業種目」に記載されたもの) にかかる契約を1件以上誠実に履行した実績を有する者

10. 支払条件

- (1) 前金払 無
- (2) 部分払 無

11. 最低制限価格の設定 無

12. 内訳書の提出 有

内訳書の提出が「有」の場合は入札時に提出すること。提出がない場合は入札が無効となります。(入札後直ちに行う再度の入札では不要)

13. 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14. その他の入札必要事項

- (1) 入札前に必ず所定の参加資格者証を提示すること。
- (2) 代理人又は復代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書には本人の記名と共に代理人又は復代理人が記名・押印すること。
- (3) 一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。
- (4) 予定価格以内の入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を1回だけ行う。参加資格者証の交付を受けた者が1人である場合又は再度の入札者が1人となった場合においても同様とする。
- (5) 予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (6) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

15. 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき又は本市の都合により、入札を延期し若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

16. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、入札後直ちに行う再度の入札に参加できない。

ア 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札

イ 入札に参加する資格を有しない者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人のした入札

エ 明らかに連合によると認められる入札

オ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

カ 郵便、信書便、電報、電話、電子メール又はファックスその他の電気通信(電

- 気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。)による入札
キ 内訳書の提出を条件とされている入札において内訳書の提出がない者のした
入札、その他入札に関する条件に違反した入札
ク 以下のいずれかに該当する入札書による入札
- ・ 記名押印のない入札書
 - ・ 入札金額を訂正した入札
 - ・ 入札金額が0円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書
 - ・ 要領を知得することができない入札書
 - ・ 鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載した入札書
 - ・ 代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

17. 契約保証金

契約金額〔単価による契約の場合は、次の文言を追加する「に仕様書で定める予定数量を乗じて得た額」〕の100分の10以上の額(現金又は市が定めた有価証券)を納付する。ただし、市川市財務規則第117条第3項各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

18. 契約の締結について

契約予定者は、入札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。

19. その他

提出された入札参加資格確認資料は返却しない。

20. 問い合わせ先

市川市 財政部 契約課

電話

FAX

市川市一般競争入札参加申請書

年 月 日

市川市長

申請者 住 所
商号又は名称
代 表 者 _____ 印
担当者氏名： _____
電話番号： _____
FAX 番号： _____
メールアドレス： _____

下記の入札案件に係る参加資格について確認されたく、必要書類を添えて申請いたします。

1. 件 名	
2. 納入場所	

◎申請の際は、誓約書（市指定用紙）の提出も必要です。

誓 約 書

平成 年 月 日

市 川 市 長

件 名 _____

1. 上記物品購入の入札参加に当たり、法令等を遵守し、談合等により入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。なお、談合等の疑いが生じたときは、入札参加資格の取消その他市川市のとる措置に従い、一切の異議申立てをしないことを併せて誓約します。
2. 契約予定者、契約締結の運びとなったときは、市川市の仕様等を十分検討してあるので、その仕様書等並びに市川市の指示に従うことを誓約します。
3. 上記の申請にあたり、公告で定める入札に参加する者に必要な資格に関する事項を満たしていることを誓約します。

住 所

商号又は名称

氏 名

印

年 月 日

様

市川市長

一般競争入札参加資格者証

先に申請のありました、下記物品購入に係る一般競争入札の参加資格があることを証します。

記

1 入札事項

(1) 件 名

(2) 納入場所

2 納入期限

年 月 日まで

3 入札の日時・場所

日時： 年 月 日 時 分

場所：

4 入札保証金

5 その他

(1) 入札には、公告に記載された事項を遵守のうえ参加すること。

年 月 日

様

市川市長

一般競争入札参加不適合理由書

先に申請のありました、下記物品購入に係る一般競争入札に参加申請されましたが、下記の理由により、入札参加不適合となりましたのでお知らせします。

記

1 入札事項

(1) 件 名

(2) 納入場所

2 入札参加不適合とした理由

* なお、入札参加不適合となった理由については、年 月 日までにその旨を連絡された場合に限り、〇〇部〇〇課において説明を求めることができます。

単 価 入 札 書

年 月 日

市川市長

住 所

氏 名 印

代理人氏名 印

ご指示の設計書、図面及び仕様書その他契約条件を承知のうえ、下記金額のとおり入札いたします。

金 額						円		

ただし、記載金額は、見積もった契約希望金額の 100/108 相当額

件 名 _____

施行場所 _____
(納入)

委 任 状

年 月 日

市川市長

住 所

商号又は名称

氏 名 印

代理人氏名 印

私は、上記の者を代理人と定め、次の案件の入札に関する一切の権限を委任いたします。

件 名

納入場所